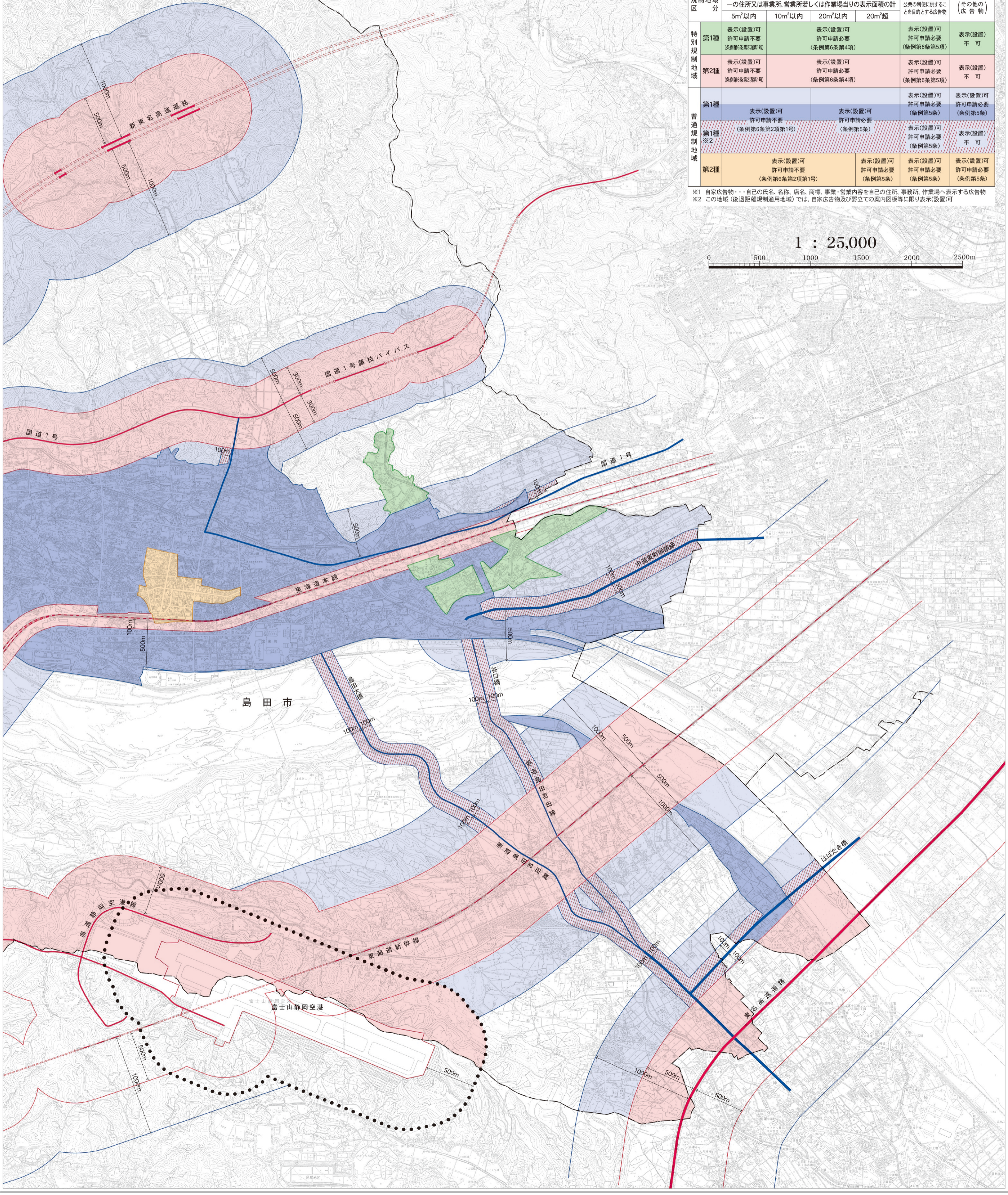
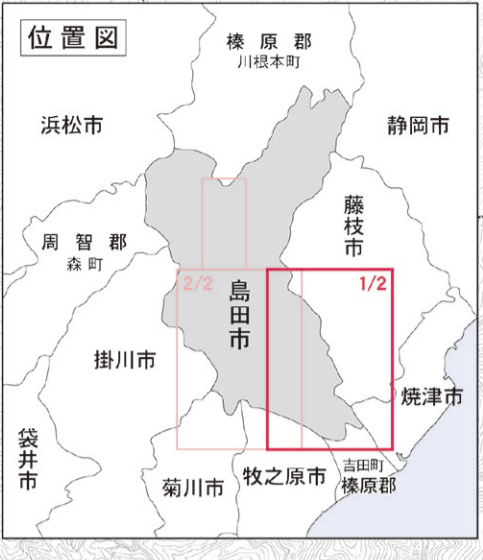


# 静岡県屋外広告物条例規制図(島田市)1/2



凡		例
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 ・文化財保護法で指定された建造物の周囲50メートル以内の地域、史跡、天然記念物の地域 ・静岡県文化財保護条例により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域、史跡、天然記念物の地域
	第2種	東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、並びに道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 上記の道路及び鉄道から1,000メートル以内の地域のうち、知事が指定する区間 空港及び空港から500メートル以内の区域
普通規制地域	第1種	道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 上記の道路及び鉄道から1,500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区間 上記の道路及び鉄道から100メートル未満の地域(後退距離規制適用地域)
	第2種	都市計画法の用途地域 下記以外の用途地域 商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域

※特別規制地域と普通規制地域が重なった場合は、特別規制地域が優先する。  
 ※特別規制地域のうち第1種特別規制地域と第2種特別規制地域が重なった場合は、第1種特別規制地域が優先する。  
 ※普通規制地域のうち第1種普通規制地域と第2種普通規制地域が重なった場合は、第2種普通規制地域が優先する。

規制地域区分	自家広告物※1				遊休、案内板その他公衆の利便に資することを目的とする広告物	一般広告物(その他の広告物)
	5m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 超		
特別規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第4号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)不可
	第2種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第4号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)不可
普通規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)
	第2種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)

※1 自家広告物・・・自己の氏名、名称、店名、商標、事業・営業内容を自己の住所、事務所、作業場へ表示する広告物  
 ※2 この地域(後退距離規制適用地域)では、自家広告物及び野立ての案内図板等に限り表示(設置)可

1 : 25,000

